

01 人事異動

【問い合わせ】

働き方改革課（麻生庁舎）

☎ 0299-72-0811

■ 課長級以上の職員の異動と新規採用職員をお知らせします

▼ 部長級職員の異動

総務部長	中川 稔
企画部長	谷川 達郎
建設部長	堀井 健司
会計管理者（兼）会計課長	内田 好美
教育部長	大野 秀喜

▼ 課長級職員の異動

総務部	総務課長	横瀬 文也
	働き方改革課長	石川 真一
	税務課長	白鳥 俊幸
	収納対策課長	稲葉 直之
企画部	政策秘書課長	出沼 潤一
	事業推進課長	根本 誠
市民福祉部	社会福祉課長	榊原 由浩
	こども課長	宮内 敏
	介護福祉課長	大野 崇
	国保年金課長	高野 裕
経済部	商工観光課長	宮川 孝仁
	環境課長	鈴木 秀雄
教育委員会	生涯学習課長	大場 正浩
水道事業	水道課長	松本 永紀

▼ 退職者（課長級以上）

企画部長	土子 秀明
建設部長	高崎 克彦
社会福祉課長	阿部 幸一
国保年金課長	深作 幾代

※異動・新規採用は4月1日付、退職者は3月31日付です。

▼ 新規採用職員（所属）

木村 友紀（税務課）
萩原 一仁（収納対策課）
土子 潤（介護福祉課）
平田 杏子（総合窓口課）
武田 知頼（総合窓口課）
森光 佑輔（都市建設課）
樽見 春輝（道路維持課）
友部 優樹（下水道課）
澤口 太陽（農林水産課）
菊池 冴人（環境課）
小田 彩音（会計課）
関野 彩香（学校教育課）

新規採用職員にインタビュー！

教育委員会学校教育課 関野 彩香

担当業務は？

学校における保健および安全に関する業務
抱負をお願いします！

行方市職員としての自覚と責任を持ち、1日でも早く市民の皆さまのお役に立てるよう、誠心誠意取り組んでいきます。



行方の魅力発信広報番組 「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、つくば・日立局 88.1MHz、水戸局 119.7kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは 鹿行地域でお聴きいただけます



ひろきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■ 放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市）

■ 周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

02 新庁舎の位置

【問い合わせ】
資産経営課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 条例が可決され、新庁舎完成に合わせて住所を変更します

令和7年第1回行方市議会定例会において「行方市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例」が可決されました。新庁舎完成時期に合わせて、現在の「行方市麻生 1561 番地の9」から「行方市井上藤井 98 番地8」に変更します。

今後も庁舎の建て方について、市民や市議会と協議を進めていきます。庁舎の新設・統合により、防災拠点としての安全性、市民サービスの向上、将来負担の軽減を図っていきます。

03 行政相談

【問い合わせ】
政策秘書課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 行政相談所を開設します

行政相談委員は「めざそう 住みよい まちづくり」をスローガンに、住民の皆さんの身近な相談相手として、行政相談所を開設し、行政に関する相談などを受け付け、その解決のための活動をしています。相談は、無料・秘密厳守です。お気軽にご相談ください。

▼ 日時

5月14日（水）13:00～15:00

▼ 会場

麻生公民館 2 階 第2集会室（☎ 0299-72-1573）平山 寛児 行政相談委員
北浦公民館 1 階 講義室 1（☎ 0291-35-3777）松下 健治 行政相談委員
玉造公民館 1 階 談話室（☎ 0299-55-0171）新堀 文江 行政相談委員



04 子育て応援ニコニコ（弐湖弐湖）支援事業

【問い合わせ】
こども課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 子育て環境を向上させ、児童・生徒の健全な育成を支援します

市では、入学時等における家庭の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境を向上させ、児童および生徒の健全な育成を支援するため、支援金を支給します。

▼ 対象者

基準日（令和7年5月1日）において本市に住民登録があり、以下の児童・生徒を養育している者

- (1) 小学校に入学する年代（平成30年4月2日から平成31年4月1日生まれのもの）
- (2) 中学校に入学する年代（平成24年4月2日から平成25年4月1日生まれのもの）
- (3) 高校に入学する年代（平成21年4月2日から平成22年4月1日生まれのもの）

※入学するしないにかかわらず、上記の年代に当てはまる児童・生徒が該当になります。

▼ 支給額

児童または生徒等1人につき2万円

▼ 申請方法

対象者には申請の依頼通知を送付（申請書または電子申請で提出）

▼ 申請期間

5月1日（木）～7月31日（木）



05 保育料無償化

【問い合わせ】
こども課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 0 歳児から 2 歳児を持つ家庭の経済的負担を軽減します

市では、令和 7 年度から独自事業として、物価高騰等に影響を受けている保護者の経済的負担の軽減のため、0 歳児から 2 歳児までの保育料を無償化します。

▼ 対象児童

以下の (1) ～ (3) の全てを満たす児童

- (1) 市に住民登録がある
- (2) 0 歳児から 2 歳児クラス
- (3) 市内・市外の認可・認可外に問わず保育施設へ在籍している

▼ 注意点

- ・市に住民登録がない児童は、市内の保育所等へ通っていても、無償化の対象外です。
- ・3 歳以上の児童は、国の制度で保育料が無償になります。

▼ 無償化の手続き

対象	手続き	申請等
認可保育施設に在籍している場合	不要	入園の申請を市へ提出して入所の承諾を得ているご家庭は、認可保育施設へ在籍していることになります。
認可外保育施設・託児所等に在籍している場合	必要	こども課に申請をお願いします。申請方法は、右の QR コードから電子申請するか、こども課へ「利用者負担額免除申請書」を提出してください。



06 障害者相談員

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 相談員を紹介します

市では、障害者相談員として、身体障害者相談員、知的障害者相談員を下記の方に委嘱しています。相談員は障害のある方々の立場に立ち、地域で身近な相談相手として活動しています。お気軽にご相談ください。任期は、令和 8 年 3 月 31 日までです。

▼ 身体障害者相談員

伊藤 伸一郎 ☎ 0299-72-1487
原 喜美子 ☎ 0291-35-0235
☎ 080-8025-1112
樽見 八重子 ☎ 0299-55-0330

▼ 知的障害者相談員

堀越 美和子 ☎ 090-5208-2271
出久根 さゆり ☎ 0291-35-3066
男庭 美紀 ☎ 0299-55-4562

申請締め切り間近！

5 月 30 日（金）まで

令和 6 年度物価高騰対策給付金（住民税非課税世帯分・こども加算分）

市報行方 2 月号でご案内した給付金の申請締め切りが間近です。
まだ申請がお済みでない方は、早めに申請してください。
給付金の詳細は、市公式ホームページをご確認ください。

【問い合わせ】こども課（玉造庁舎） ☎ 0299-55-0111



▲こども加算分
はこちらから



▲住民税非課税
世帯分はこちら
から

07 障害者福祉タクシー助成券

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 交通費の一部を助成しています

市では、障害のある方が医療機関等への通院や買い物に行く際の交通費の一部を助成しています。

▼ 対象者

市内に住所を有し、下記のいずれかの手帳を交付されている方

- (1) 身体障害者手帳 1 級、2 級
 - (2) 療育手帳 ㊤、A
 - (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級、2 級
- ※ただし、茨城県や市から自動車税の減免を受けている方は除く。

▼ 必要書類

障害者手帳

▼ 申請時期

随時申請可能

▼ 助成額

- (1) 500 円の助成券を年間最大 90 枚交付
※申請月により交付枚数は異なります。
- (2) 1 回の乗車で最大 4 枚（2,000 円分）使用可能

08 難病患者福祉見舞金

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 難病の患者に対し、見舞金を支給します

市では、難病患者に対し、毎年 9 月と 3 月に見舞金を支給しています。

▼ 対象者

市内に住所を有し、下記のいずれかの受給者証を交付されている方

- (1) 指定難病特定医療費受給者証
- (2) 一般特定疾患医療受給者証
- (3) 小児慢性特定疾病医療受給者証
- (4) 先天性血液凝固因子障害等医療受給者証

▼ 申請時期

随時申請可能 ※申請日の翌月から支給開始

▼ 必要書類

- (1) 受給者証
- (2) 難病患者本人名義の口座番号が分かるもの（通帳またはキャッシュカード）
※児童の場合は保護者名義
- (3) 来庁される方の本人確認書類（運転免許証など）

▼ 支給額

月額 2,500 円（年間最大 30,000 円）

広告

神栖・鹿島セントラル 法律事務所

お気軽にご相談ください

☎ 0299-91-1171

鹿島セントラルビル新館 5 階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原 4 丁目 7 番 11 号

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります



お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎ 029-835-3751

結婚相談所 ムスベル

09 国民年金

【問い合わせ】
 国保年金課（玉造庁舎）
 ☎ 0299-55-0111
 なんきんダイヤル
 ☎ 0570-05-1165

■ 国民年金保険料のお知らせをします

本年度の国民年金保険料は、**月額 17,510 円**です。期限内に納めましょう。

▼ 納付方法

納付書 (銀行・コンビニ・郵便局)	クレジットカード 電子 (キャッシュレス) 決済	口座振替
		

▼ 加算・割引制度

付加年金制度 (加算)	月額 400 円の付加保険料を上乗せして納めると、将来の老齢基礎年金が加算
前納制度 (割引)	保険料をまとめて前払い (前納) することで割引

▼ 猶予・免除制度

	学生の方 (猶予)	失業・低所得の方 (猶予・免除)
対象	大学、専門学校、高等学校などに在籍する学生等	失業や所得が少ないなど、経済的な理由で保険料の納付が困難な方
メリット	・老齢基礎年金を受け取るために必要な期間に算入されます。 ・病気やけがで障害が残ったときに、障害基礎年金を受け取ることができます。 ・承認を受けた場合、10 年間は追納が可能です。	

※当該期間は、年金の受給資格期間には算入され、未納扱いとはなりません。追納されない限り老齢年金額の計算には反映されませんのでご注意ください。

▼ 未納の方への対応

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問等により、早期に納めていただくよう案内を行っています。未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行います。指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方（連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主等）の財産が差し押さえられることがありますので、ご注意ください。

国民年金保険への切り替え手続き忘れていませんか？

20 歳以上 60 歳未満の方が会社を退職され、農業者、自営業者、学生、フリーアルバイター、無職等になった場合には、国民年金第 1 号被保険者への切り替え手続きが必要です。必ず切り替え手続きを行うようにしましょう！

「手続きを忘れずに！
 しましょう！」



広告

不動産無料相談 TEL : 0291-33-2128

なんでも相談・・・無料

土地、建物を売りたい!!
 不動産を買いたい!!
 アパートを借りたい!!

空き家、農地・・・相談してください

茨城県知事 (8) 第 4708 号 宅地建物取引士

アイドル不動産 代表 村田 敬三

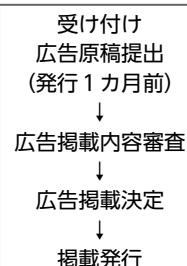
〒311-1517 茨城県鉾田市鉾田 2491-1 (水戸信用金庫隣)

広告募集

「市報行方」へ
 広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載していただける方を募集しています。
 詳しくは、政策秘書課まで。

☎ 0299-72-0811
 FAX0299-72-2174



10 沿道樹木等の適正管理

【問い合わせ】
道路維持課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111
鉾田工事事務所道路管理課
☎ 0291-33-2143

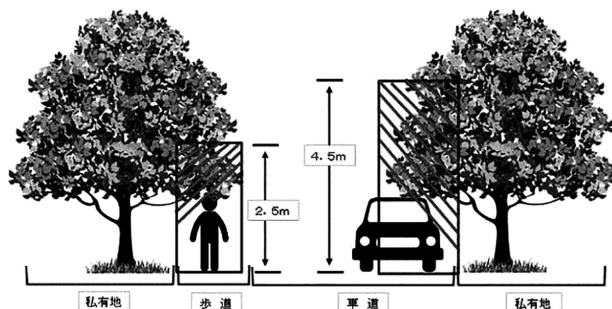
■ 道路上に張り出している樹木等は伐採・せん定をお願いします

道路や歩道に枝が張り出していると、接触したり、枯れ枝が落下したり、木が道路へ倒れたりして、歩行者や自動車の通行に支障となることがあります。これらが原因で歩行者や自動車等に**事故が発生すると、樹木の所有者の責任を問われることがありますので、適正な管理をお願いします**。なお、風雨等により建築限界を侵すなど道路交通への危険が迫ったときは、やむを得ず緊急措置として、道路管理者がせん定または伐採し、安全確保を行いますので、ご理解をお願いします。

▼ 建築限界とは

（道路法第30条および道路構造令第12条）

自動車や歩行者の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲に通行の障害となる物を置いてはならないと規定されています。



▼ 樹木等を伐採・せん定するときの留意事項

- ・電線や電話線がある箇所は、事前に最寄りの電気事業者、通信事業者にご相談ください。
- ・作業の安全確保、通行車両・歩行者・自転車等への安全確保に十分配慮してください。

11 イノシシ情報

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ イノシシにご注意！

市内でイノシシの出没が相次いでいます。目撃した場合には、目を合わせずに後ずさりし、安全な場所に退避してください。また、目撃や被害の情報は、随時ご連絡ください。市では、猟友会に依頼し、山林等に「くくりわな」を仕掛けています。わな付近には、注意標識等が設置されていますので、山林等への立ち入りの際は、十分に注意をするようお願いします。仕掛けているわなに関して、お困りのことがあればご連絡ください。※連絡を受けたイノシシを全て駆除できるわけではありませんので、ご了承ください。

【狩猟者の方へ】

市内において設置された「わな」付近に、設置者の氏名等が記載された標識がないものが見受けられます。標識設置は「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」で定められています。一般の方が山林等に立ち入ることもあるため、必ず標識を設置してください。



広告

JA 年金・共済無料相談会



年金

年金の専門家である社会保険労務士が相談に応じます。
年金のお受け取り手続きや年金受給に必要な資格期間や受給見込額についてなど、様々な疑問にお答えします。

共済

「ひと・いえ・くるま」の保証点検や備えておくべき保証等のご質問やご相談にお答えします。

※相談会は予約制となっておりますので、事前にお電話でご予約のうえご来店ください。ご予約状況によりご希望に添えない場合もございます。



なめがたしおさい 6月28日(土) 午前9時～午後3時

北浦支店
行方市山田 3018-2 ☎0291-35-2211

12 特定外来生物オオキンケイギク

【問い合わせ】
環境課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 駆除にご協力をお願いします

▼ オオキンケイギクとは

開花時期：例年5月から7月頃

形 状：きれいな黄色い花が咲く。

高さ 30 ～ 70 センチメートルの多年草である。

花の中心はオレンジ色で、黄色の舌状花の先が4～5つに裂けている。

葉は、細長いやりのような形をしている。

根元から束状に多数生えている。

生息場所：道路沿いや庭先、空き地など

特 徴：繁殖力が非常に強く、在来種を駆逐してしまう恐れがある。

禁止罰則：平成18年2月に特定外来生物の指定を受けており、外来生物法により栽培、保管、運搬、輸入、野外へ放つ、植える、種子をまくなどの行為が禁止されています。違反すると、罰則が科せられます。



▼ 駆除の方法

①開花時期に根を残さず抜き取る。

② 1週間ほど袋に入れて枯らす。

（枯れる前の移動は運搬にあたるため、禁止されています）

③種子の飛散を防ぐため袋の口を密閉し、燃えるごみとして廃棄する。

④翌年以降も生えてきた場合は、①～③を繰り返し行う。

以上を粘り強く行っていくことが、在来種への影響を防ぐことにつながります。



オオキンケイギクに似ている植物

ブタナ（タンポポモドキ）



同時期に咲く類似の花。花は、タンポポにそっくりで、葉には、ふぞろいの波形のぎざぎざがある。

オオキンケイギクに似た植物の写真等を以下のサイトから見るができます。



▲環境省外来生物法のページ



▲九州地方環境事務所外来生物対策のページ

行方市高校生会の会員募集

高校生会ってどんな団体？ 誰が会員になれるの？ どんなことをするの？

市内を拠点に地域貢献活動を行っている高校生ボランティア団体です。

市内に住んでいる高校生、市内の高校に通う高校生であれば、誰でも会員になります。

休日や長期休みに行われる市のイベントのサポートや他市の高校生会との交流会、自分たちで企画した活動などを楽しく行っています。



【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

「高校生活を充実させたい！と考えている皆さん、一緒に活動しましょう！」



▲公式 X はこちらから



▲入会の申し込みはこちらから